

名刺への登録マーク・認定シンボル使用例

1. 登録範囲外の要員の名刺に登録マーク・認定シンボルは使用できません。

正しい使用例 a)

登録範囲に含まれる「品質保証部」の要員の名刺には、登録マーク・認定シンボルを使用できます。



誤った使用例

登録範囲に含まれていない「東京本社」の要員の名刺には、登録範囲である「大阪工場」を明記しても登録マーク・認定シンボルを使用できません。



改善例：登録マーク・認定シンボルは使用せず、文章のみで登録範囲を明記する。



複数の認証の登録範囲が異なる場合の正しい使用例と誤った使用例

正しい使用例 b)

ISO 9001 は「大阪工場」、ISO 14001 は「全社」と登録範囲が異なる場合、両規格の登録範囲に含まれる「大阪工場」の要員の名刺には、両規格を併記した登録マーク・認定シンボルを使用できます。



誤った使用例

ISO 9001 は「大阪工場」、ISO 14001 は「全社」と登録範囲が異なる場合、ISO 9001 の登録範囲に含まれていない「東京本社」の要員の名刺には、ISO 9001 を併記した登録マーク・認定シンボルを使用できません。



改善例：東京本社の要員は、ISO 14001 の登録マーク・認定シンボルのみを使用する。



2. 名刺の裏面に登録範囲に含まれない事業所、グループ会社あるいは業務内容や製品を記載する場合は、登録範囲に含まれる対象を明記するなどの方法により登録マーク・認定シンボルをご使用ください。

登録範囲内の要員の名刺裏面に登録範囲外の事業所が記載されている場合の正しい使用例と誤った使用例

(下記は製造本部 / 神奈川支店 / 千葉支店 / 埼玉支店が登録範囲に含まれる事業所の事例です)

正しい使用例 a)

名刺表面に登録範囲内の事業所を併記した登録マーク・認定シンボルを使用する。

【表面】



【裏面】



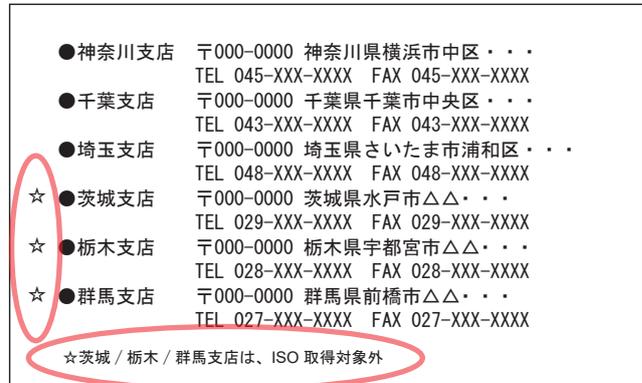
正しい使用例 b)

名刺裏面に登録範囲内または登録範囲外の事業所がわかる注釈を記載する。

【表面】



【裏面】



誤った使用例

登録範囲内の部署の要員の名刺裏面に登録範囲外の事業所が記載されている場合、登録範囲内または登録範囲外の識別なしには、登録マーク・認定シンボルを使用できません。

【表面】



【裏面】



登録範囲内の部署の要員の名刺裏面に登録範囲外のグループ企業名や業務内容が記載されている場合の正しい使用例と誤った使用例

(下記はグループ企業の(株)EFGスタッフィング(一般人材派遣業)が登録範囲外の事例です)

正しい使用例 c)

名刺裏面に、(株)EFGスタッフィング(一般人材派遣業)が登録範囲外である注釈を記載する。

※または登録範囲内を明記して、登録マーク・認定シンボルを使用することも可能です。

【表面】

○× 化学株式会社

製造部長
○崎 × 朗

〒104-0000
東京都中央区△△・・・
Tel: 03-XXXX-XXXX Fax: 03-XXXX-XXXX
e-mail: xxxxxx@ppp.co.jp



【裏面】

【営業品目】

- ヘルスケア商品
- 医薬品、医薬部外品
- 樹脂加工品、ポリマー製品
- 建築・土木用シート

【グループ企業】

ABC製薬(株) (医薬品の研究・開発)
(株)EFGスタッフィング (一般人材派遣業)

* (株)EFGスタッフィングはISO認証対象外

誤った使用例

登録範囲内の部署の要員の名刺裏面に登録範囲外のグループ企業名や業務内容が記載されている場合、登録範囲内または登録範囲外の識別なしには、登録マーク・認定シンボルを使用できません。

【表面】 ×

○× 化学株式会社

製造部長
○崎 × 朗

〒104-0000
東京都中央区△△・・・
Tel: 03-XXXX-XXXX Fax: 03-XXXX-XXXX
e-mail: xxxxxx@ppp.co.jp



【裏面】 ×

【営業品目】

- ヘルスケア商品
- 医薬品、医薬部外品
- 樹脂加工品、ポリマー製品
- 建築・土木用シート

【グループ企業】

ABC製薬(株) (医薬品の研究・開発)
(株)EFGスタッフィング (一般人材派遣業)